

一般社団法人日本ロボット学会 受託研究に関する規程

2011年11月15日理事会制定

(目的)

第1条 外部機関より本会に対して依頼された受託研究に関して定める。

(対象)

第2条 外部機関より、書面等により本会に対して委託依頼が申し込まれた受託研究に対して適用する。

(受託の可否)

第3条 受託研究の受諾の可否は、本会の活動範囲、本会会員の利益、本会の発展への寄与、社会への貢献、委託元機関の活動内容等を考慮し、理事会において審議決定する。

(受託の担当)

第4条 受託研究を受諾した場合、理事会は担当理事を選任すると共に、調査研究委員会を組織し、研究を委任する。ただし、他の適切な委員会が存在する場合には、これに委任することが出来る。

(活動計画)

第5条 受託研究を理事会から委任された委員会の委員長は、活動計画書および予算計画書を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(活動報告)

第6条 当該委員会の委員長は、委託元に提出する活動報告書および会計報告書を原則として事前に理事会に提出し、承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2011年11月15日より実施する。